

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：帯広市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	S26. 11. 9	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名※	帯広市	職員数※（H19. 4. 1現在）	65
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	152円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	17,378（H18）
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	412（H18）
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.578（H18）
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率※（％）	16.4（H19）
		経常収支比率※（％）	86.3（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	帯広市水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	帯広市公営企業管理者 遠山 真一
既存計画との関係	帯広市水道事業長期経営（財政収支）見通し（H18～H27）
公表の方法等	ホームページでの公表、議会建設委員への説明
基本方針	長期経営見通しを基本に、H20. 4. 1からの料金改定に伴う収入の減に対しては、その財源捻出のため公債費や人件費、維持管理費等の抑制を図り、欠損金や不良債務を生じない健全な経営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：帯広市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	S26. 11. 9	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名※	帯広市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	65
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	152円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	17,378 (H18)
累積欠損金 (百万円)	-	利益剰余金又は積立金 (百万円)	412 (H18)
不良債務 (百万円)	-	財政力指数※	0.578 (H18)
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率※ (%)	16.4 (H19)
		経常収支比率※ (%)	86.3 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	帯広市水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	帯広市公営企業管理者 遠山 真一
既存計画との関係	帯広市水道事業長期経営（財政収支）見通し（H18～H27）
公表の方法等	ホームページでの公表、議会建設委員への説明
基本方針	長期経営見通しを基本に、H20. 4. 1からの料金改定に伴う収入の減に対しては、その財源捻出のため公債費や人件費、維持管理費等の抑制を図り、欠損金や不良債務を生じない健全な経営を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,074	1,317	602	2,993
	補償金免除額	146	314	95	555
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融庫資金	繰上償還希望額	708	99	0	806

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	1,073,955	1,317,059	602,064	2,993,078
合 計 (A)		1,073,955	1,317,059	602,064	2,993,078
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		1,073,955	1,317,059	602,064	2,993,078

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

【公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度3月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度3月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	707,652	98,304		805,956
合 計 (A)		707,652	98,304	0	805,956
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		707,652	98,304	0	805,956

注１ 地方債計画の区分ごとに記入すること。

注２ 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	本市の一般的な家庭の1月の水道料金（口径20mm・1月10m³使用時）は、2,005円（税込）となり、道内10万人以上の9市の中では一番高い金額となっています。これは、昭和56年に設立した「十勝中部広域水道企業団」（1市4町2村で構成）に支払う受水費の負担（給水原価の約3分の1）が要因の1つであります。 経営指標では、給水収益が1m³当たり250.56円（H18決算）で、給水人口規模別平均166.30円（H16水道統計）を大きく上回り料金水準が高いことを表し、職員1人当たりの営業収益も82,045千円で、給水人口規模別平均55,990千円（H16水道統計）を上回り労働生産性が高いことを表しています。 本市では平成12年2月の料金改定を最後に、現行の料金を維持するため、公庫債の借換や、企業団責任水量の譲渡、下水道との経営一元化など、事務事業の効率化・組織のスリム化を図り人件費・維持管理費の削減を行ってまいりました。平成20年4月に料金体系の一部見直しによる減額改定を実施予定ですが、これは基本水量付与の廃止と通増度の緩和を主眼として負担の公平化を図るもので、上記の一般家庭1月の料金2,005円は改定後も変わるものではなく、道内他都市との比較においてはなお一番高い料金であります。
経 営 課 題	課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化 平成19年8月に部内に行財政改革検討委員会を設置し、組織機構の在り方も含め人員配置の適正化に取組み、平成20年度から段階的に人員削減を実行することが必要となる。
	課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 人口減少、少子高齢化の影響などにより水道料金の増収がほとんど見込めない状況から、可能な限り維持管理費等の削減が必要となる。
	課 題 ③ 資本投下の抑制 給水原価に占める資本費（減価償却費＋企業債利息）の割合を減少させるため、料金収入に見合った借入規模を視野に入れながら、単年度の借入額を抑制することが必要となる。
	課 題 ④ 民間的経営手法等の導入 水道事業については、安心・安全な水を供給することが第一であることから、市民の中には第三者委託を不安視する声もあるが、先進地の事例等を調査研究しながら、第三者委託についても検討を進めていくことが必要となる。
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

フォローアップ用

フォローアップ用

(單位: 百万円, %)

区 分			年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度) (計 画)	平成19年度 (計画初年度) (決 算)	平成20年度 (計画第2年度) (計 画)	平成20年度 (計画第2年度) (決 算)	平成21年度 (計画第3年度) (計 画)	平成21年度 (計画第3年度) (決 算)	平成22年度 (計画第4年度) (計 画)	平成22年度 (計画第4年度) (決 算)	平成23年度 (計画第5年度) (計 画)	平成23年度 (計画第5年度) (決 算)
収 入 益	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	4,512	4,522	4,513	4,401	4,266	4,259	4,253	4,040	3,966	3,971	3,925	3,948	3,971	3,814	3,944		
		(1) 料 金 収 入	4,113	4,082	4,075	3,983	3,821	3,828	3,817	3,614	3,580	3,546	3,565	3,526	3,600	3,384	3,579		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)																	
		(3) そ の 他	399	440	438	418	445	431	436	426	386	425	360	422	371	430	365		
		(うち基準内繰入金)	(23)	(23)	(17)	(17)	(16)	(17)	(15)	(18)	(10)	(18)	(8)	(18)	(11)	(17)	(8)		
	収 入	2. 営 業 外 収 益	19	18	34	36	34	34	34	32	31	32	34	32	31	26	23		
		(1) 補 助 金	8	8	8	8	7	6	6	6	3	6	3	6	3	6	3		
		他 会 計 補 助 金	8	8	8	8	7	6	6	6	3	6	3	6	3	6	3		
		そ の 他 補 助 金																	
		(2) そ の 他	11	10	26	28	27	28	28	26	28	26	31	26	28	20	20		
収 入 支 出	収 入 計 (C)		4,531	4,540	4,547	4,437	4,300	4,293	4,287	4,072	3,997	4,003	3,959	3,980	4,002	3,840	3,967		
	収 益	1. 営 業 費 用	3,510	3,509	3,406	3,281	3,225	3,282	3,210	3,187	3,117	3,183	3,156	3,194	3,165	3,075	2,999		
		(1) 職 員 給 与 費		555	573	575	515	513	522	509	443	460	420	454	420	452	420	477	
			基 本 給	251	261	266	235	235	244	235	198	206	185	201	185	200	185	188	
			退 職 手 当	82	86	82	82	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	120	
			そ の 他	222	226	227	198	198	198	194	165	174	155	173	155	172	155	169	
	支 出	(2) 経 費	2,049	2,011	1,929	1,856	1,803	1,847	1,787	1,790	1,727	1,775	1,753	1,766	1,751	1,745	1,570		
		動 力 費	47	46	46	47	46	50	48	50	51	50	48	49	48	49	51		
		修 繕 費	105	123	114	105	108	104	88	91	62	79	56	82	74	82	79		
		材 料 費	3	3	2	2	3	3	2	3	2	3	2	3	2	3	3		
そ の 他		1,894	1,839	1,767	1,702	1,646	1,690	1,649	1,646	1,612	1,643	1,647	1,632	1,627	1,611	1,437			
支 出	(3) 減 価 償 却 費	906	925	902	910	909	913	914	954	930	988	949	1,008	962	910	952			
	2. 営 業 外 費 用	819	789	731	744	684	650	647	612	562	535	476	507	424	467	408			
	(1) 支 払 利 息	793	757	723	684	646	617	617	563	534	486	452	472	402	434	392			
	(2) そ の 他	26	32	8	60	38	33	30	49	28	49	24	35	22	33	16			
	支 出 計 (D)		4,329	4,298	4,137	4,025	3,909	3,932	3,857	3,799	3,679	3,718	3,632	3,701	3,589	3,542	3,407		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			202	242	410	412	391	361	430	273	318	285	327	279	413	298	560		
特 別 利 益 (F)																			
特 別 損 失 (G)																			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)																			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			202	242	410	412	391	361	430	273	318	285	327	279	413	298	560		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 385	△ 143															
流 動 資 産 (J)			798	954	1,024	1,242	1,437	1,313	1,511	1,327	1,392	1,356	1,491	1,456	1,659	1,592	2,000		
	うち未収金		636	669	700	587	522	605	472	571	425	560	392	557	382	535	395		
流 動 負 債 (K)			275	324	278	338	411	199	321	300	302	300	387	300	318	300	512		
	うち一時借入金																		
うち未払金			248	311	194	284	371	192	259	220	254	220	326	220	256	220	470		
不 良 債 務 (L)																			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			8.5%	3.2%															
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)																			
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (M)																			
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)			4,512	4,522	4,513	4,401	4,266	4,259	4,253	4,040	3,966	3,971	3,925	3,948	3,971	3,814	3,944		
資 金 不 足 比 率 ((M)/(N)×100)																			

(単位:百万円、%)

年 度			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
			(計画前5年度) (決 算)	(計画前4年度) (決 算)	(計画前3年度) (決 算)	(計画前々年度) (決 算)	(計画前年度) (決 算)	(計画前年度) (計 画)	(計画初年度) (決 算)	(計画第2年度) (計 画)	(計画第2年度) (決 算)	(計画第3年度) (計 画)	(計画第3年度) (決 算)	(計画第4年度) (計 画)	(計画第4年度) (決 算)	(計画第5年度) (計 画)	(計画第5年度) (決 算)
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	601	473	416	669	869	1,306	1,907	2,920	2,190	1,838	1,815	624	768	614	765
		2. 他 会 計 出 資 金	47	30	37	23	44	49	49	48	33	56	45	26			
		3. 他 会 計 補 助 金															
		4. 他 会 計 負 担 金	15	12	7	5	7	7	6	10	7	11	1	11	3	10	
		5. 他 会 計 借 入 金															
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	148	96	118	106	122	151	151	154	139	161	142	97	132		89
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金															
		8. 工 事 負 担 金	5														
		9. そ の 他	57	25	4	1		7	7	2		2	36	2	7	3	6
	計 (A)	873	636	582	804	1,042	1,520	2,120	3,134	2,369	2,068	2,039	734	936	627	870	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)																	
純 計 (A)-(B) (C)	873	636	582	804	1,042	1,520	2,120	3,134	2,369	2,068	2,039	734	936	627	870		
支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,261	1,041	1,081	1,033	1,256	1,321	1,279	1,467	1,308	1,288	1,319	1,018	1,184	952	1,425
		う ち 職 員 給 与 費	103	87	86	89	86	89	89	86	82	78	82	78	72	78	70
		2. 企 業 債 償 還 金	748	809	858	1,081	1,092	1,554	2,161	3,107	2,525	2,135	2,129	1,018	1,013	962	960
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金															
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
		5. そ の 他				6	5	6	6	1	4	1		1		1	
計 (D)	2,009	1,850	1,939	2,120	2,353	2,881	3,446	4,575	3,837	3,424	3,448	2,037	2,197	1,915	2,385		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			1,136	1,214	1,357	1,316	1,311	1,361	1,326	1,441	1,468	1,356	1,409	1,303	1,261	1,288	1,515
補 て ん 財 源	補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,414	1,565	1,655	1,764	1,891	2,064	2,037	2,138	2,189	2,079	2,136	2,136	2,143	2,241	2,379
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	202	242	410	412	391	361	430	273	318	285	327	279	413	298	560
		3. 繰 越 工 事 資 金															
		4. そ の 他	43	37	38	44	55	50	49	57	51	48	50	44	46	41	64
		計 (F)	1,659	1,844	2,103	2,220	2,337	2,475	2,516	2,468	2,558	2,412	2,513	2,459	2,602	2,580	3,003
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)			△ 523	△ 630	△ 746	△ 904	△ 1,026	△ 1,114	△ 1,190	△ 1,027	△ 1,090	△ 1,056	△ 1,104	△ 1,156	△ 1,341	△ 1,292	△ 1,488
積 立 金 現 在 高						267	412	391	803	361	430	273		285		279	
企 業 債 現 在 高	企 業 債 現 在 高		18,792	18,456	18,014	17,602	17,378	17,130	17,124	16,943	16,789	16,646	16,475	16,252	16,230	15,904	16,035
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		18,792	18,456	18,014	17,602	17,378	17,130	17,124	16,943	16,789	16,646	16,475	16,252	16,230	15,904	16,035
	うちその 他 に 係 る も の																

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

[illegible]

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (計画)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (計画)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平21年度 (計画第3年度) (計画)	平21年度 (計画第3年度) (決算)	平22年度 (計画第4年度) (計画)	平22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (計画)	平23年度 (計画第5年度) (決算)
資金不足比率	(%) (再掲)															
料金回収率※	(%)	95.0%	95.0%	98.5%	99.0%	97.7%	97.4%	99.0%	95.1%	97.3%	95.4%	98.2%	95.3%	100.3%	95.5%	105.0%
総収支比率(法適用)	(%)	104.7%	105.6%	109.9%	110.2%	110.0%	109.2%	111.1%	107.2%	108.6%	107.7%	109.0%	107.5%	111.5%	108.4%	116.4%
経常収支比率(法適用)	(%)	104.7%	105.6%	109.9%	110.2%	110.0%	109.2%	111.1%	107.2%	108.6%	107.7%	109.0%	107.5%	111.5%	108.4%	116.4%
営業収支比率(法適用)	(%)	128.5%	128.9%	132.5%	134.1%	132.3%	129.8%	132.5%	126.8%	127.2%	124.8%	124.4%	123.6%	125.5%	124.0%	131.5%
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	8.5%	3.2%													
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)															
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)															
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.7%	0.7%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.3%	0.6%	0.3%	0.6%	0.4%	0.6%	0.3%
	うち基準内繰入金	(%)	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%
	うち基準外繰入金	(%)	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち赤字補てんのなもの	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	資本的収入分	(%)	7.1%	6.6%	7.6%	3.5%	4.9%	3.7%	2.6%	1.9%	3.2%	2.3%	1.5%	3.1%	1.6%	1.1%
	うち基準内繰入金	(%)	7.1%	6.6%	7.6%	3.5%	4.9%	3.7%	2.6%	1.9%	3.2%	2.3%	1.5%	3.1%	1.6%	1.1%
	うち基準外繰入金	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち赤字補てんのなもの	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
- イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
- (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
- (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
- (4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100
- (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100
- (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務（又は実質赤字額）／（営業収益－受託工事収益）×100
- (8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記載すること。

- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
- ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
- ※1 供給単価 (円／m³)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
- ※2 給水原価 (円／m³)＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
- 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量
- イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定の考え方は、口径別基本料金、通増型用途別従量料金の2部料金制を採用している。平成20年4月から基本水量付与の廃止、通増度の緩和を目的とした一部減額改定を実施しましたが、これは負担の公平を明確化するためのもので、月10m3使用時は従前の料金と変わりません。 料金収入の見込は、今後人口減少や少子高齢化などにより減収となる分と、減額改定による影響分を見込ましたが、引き続き行財政改革等により経費を削減することで、安定的な経営基盤の確立を目指すものである。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については、繰出基準に基づく出資金のほか、消火栓工事等負担金、消防用水等負担金、不採算地区負担金の繰入を受けていますが、基本的には一般会計の政策に基づくものであることから、従来の負担のルールに従い見込んだものである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	水道普及率が99.9%に達し維持管理の時代に入り、今後大規模な拡張事業は当面予定されていないが、市民の安心安全のため、老朽管更新や緊急貯水槽の設置、水道施設の耐震化などの課題もあることから、健全経営をまず第一にしながらも、計画的な事業実施に努めるものです。売却資産は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	厳しい財政環境のもと限られた人材で最大限の効果(サービスの提供)を行うことが公営企業に求められていることや、経営課題の①である「給与水準・定員管理の適正合理化」については、事務事業の継続的な見直しなどにより、少数精鋭主義に徹した職員定数の適正化を進めるとともに、特殊勤務手当や昇給など職員等の給与・報酬のあり方等を見直しするため、平成19年8月に部内に「行財政改革、組織機構あり方検討委員会」を設置し平成20年以降の人件費等の抑制に努め、更なる経営基盤の強化を図っている。なお、給与水準については平成19年4月に給与構造改革を実施済である。(課題①)
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランとして帯広市では、平成17年度から平成22年度の6年間で137名を減員する計画(他団体を含む全会計で、目標137人/1,602人 △8.6%)であったが、自己都合退職者の増などにより、計画前倒しに推移し、19年については32人削減、累計で85人の削減を達成した(85人/1,602人 △5.3%)。 集中改革プランではこのうち公営企業会計分について記載していないが、水道事業会計に関しては平成13年を基準とすると、平成14年度に2名減、平成15年度に4名増(上下水道一元化による一時的な増)、平成17年度に7名減(一元化による純減4、再任用への振りかえ+欠員で3)、平成19年度に1名増(再任用から正職に振りかえた分1)、平成20年度に7名減、平成23年度に1名減を計画しており、この結果、平成13年度の69名から平成23年度には57名となり、計12名の減となる。(課題①)
○ 給与のあり方	【一般会計に準拠】 給与制度については国公準拠を原則として取り扱っているが、必要に応じて見直しを行っている。 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施してきている。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	【一般会計に準拠】 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施するものとした。 地域手当については企業会計では0%である。(課題①)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	【一般会計に準拠】 行政職給料表(一)と(二)の合成給料表を使用している。国は行政職給料表と分けて定めているが、本市では、これからの時代に相応しい企業経営に向けて、直営とすべきコア部分を除き、労務職業務を含めて、民間活力の積極的な導入を進めるものであること、また、現段階においては、労務職であっても住民折衝などの職務があり、一概に単純労務職とはいえないこと、さらには、平成19年度から行政職・労務職の区分をなくした総合職としての採用をすすめていることから、給料表の見直しは予定していない。(課題①・④)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	【一般会計に準拠】 退職事由が、職務中に起こったことが原因であるもの(公務上死亡・公務上傷病)、もしくは雇用者側の一方的な事情によるもの(整理退職の適用を受ける職員)である場合に、4号俸の昇給を行っている。国と同様の取扱。(課題①)
◇ 福利厚生事業のあり方	【一般会計に準拠】 地方公務員法第42条に定める厚生制度実施のため、職員福利厚生事業の実施機関として、市から職員福利厚生会へ事業の一部を委託し、市からの交付金と会員から集めた会費で運営している。交付金については市民理解が得られる事業のみに充てているが、事業全体を見直しする中で、交付金の削減を図っている。(課題①)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等	経営課題の②である「維持管理費等の節減合理化」を実行するためには、「最小の経費で最大の効果を挙げる」「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことを基本原則として、職員一人ひとりが経営感覚をもって費用対効果を検証し、市民サービスの向上や経費の縮減等が図られるものについては、民間活力の導入も積極的に検討活用することにより、維持管理費の削減に努めている。(課題②)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成15年に下水道事業との統合一元化を図り、スケールメリットを生かしながら、人件費などの維持管理費の削減を図ってきた。平成19年8月には部内に「行財政改革及び組織機構のあり方検討委員会」を設置し、行財政改革を行うべく鋭意検討を行った。 平成20年度からは、この検討結果をもとに経費の更なる削減に努めている。(課題②) 【V表中 維持管理費等改善額】一元化に伴うスケールメリットとして、平成16年度以降に主に委託料などの経費について平成13年度と比べて削減効果が出ている。また、平成20年度以降については賃金・旅費・備消耗品費・燃料費・光熱水費・印刷製本費・通信運搬費・修繕費等の10%、被服費・委託料・手数料・賃借料の5%を削減することにより平成18年度比で削減効果が出る予定となっています。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用	料金の検針徴収業務について委託とし、民間委託を推進している。経営課題の④についても、浄水場の民間委託は市民からの安心・安全を担保するため実現を不安視する声もあるが、先進地の事例等の調査研究し第三者委託も視野に入れながら、民間委託の可能性を積極的に検討していきたい。(課題④)

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	本市の水道料金の水準については、口径20mmで1月10m3使用の場合、2,005円となり、道内10万人以上の9市の中でも最も高い水準であり、適正な料金水準に達しているものとする。 また、遊休資産については、適宜売却を実施してきており、当面は売却可能な資産の発生は見込めない状況である。
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	特になし
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	インターネットの普及などにより、的確な情報は市民生活においても有効な判断材料の一つになってきており、欠かすことのできない伝達手段となってきたことから、市民に対し可能な限り情報を提供し、公正で透明性の高い企業運営を確保するとともに、市民と公営企業の信頼関係の構築を図る。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	現在、決算書や業務状況の報告などにより、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表は公開されていて、ホームページでの閲覧も可能であるが、今後においても市民に対し分かりやすい説明などにより情報提供を行うことを基本として、この健全化計画もホームページで公表をし、企業の置かれている現状を示すとともに今後の方針についても積極的に公開し、市民理解を得るよう企業として努力していく。
○ 行政評価の導入	一般会計と同様に、市民に関連の深い施策や政策については、市民の満足度を高めながら成果重視の視点による事業の達成度を数値として示し事業評価の指標として導入をしている。市民生活に関連の深い施策については、予算編成の基礎資料とすることで、メリハリのある施策の推進に努め、市民の満足度が向上するように意を用いている。
5 その他	企業債利息については、経営課題③の解決策として、資本投下を抑制することにより後年次の負担軽減を図るものです。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数については、平成13年度の69名を基準とすると、平成18年度末には64名となり、この5年で5名の削減を達成しております。平成19年度からの今後5年間の計画においては、組織機構のあり方を見直すことで事務事業の効率化を図り、更に7名の削減を計画しており、平成23年度末には57名となる見込です。 また、人件費の総額抑制についても、人勤以外で平成17年度△2.0%、平成18年度と△4.5%の独自削減を実施し、さらに平成19年4月に年功序列的な昇給の是正、地域水準の反映を2つの柱として、給与構造改革を実施しました。今後においても引き続き、行財政改革を実施し人件費の総額抑制の方針を継続するのは勿論、更なる人件費の削減に努めます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	本市の水道事業会計では、累積欠損金は生じていないため、解消するといったことはありません。 しかしながら、人口減少、少子高齢化の影響により水道料金は減収傾向にある。また、平成20年4月には、基本水量付与の廃止と通増度を緩和した負担の公平を図る料金の減額改定を行った。これら料金減収に対し、平成19年8月に行財政改革検討委員会を設置し、この検討結果をもとに平成20年度から維持管理費の更なる削減に努めている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計からは不採算地区にかかる経費とペットボトル水の負担金を基準外繰出金として繰入れております。 不採算地区にかかる経費は、過去に市の政策として行った不採算地区への施設整備に要した経費を繰入れているもので、具体的には施設整備に要した施設に対する減価償却費、企業債利息、人件費相当分を繰入れていました。しかしながら一般会計の財政状況は水道事業会計に比べなお厳しい状況であり、本来繰入対象である企業債利息や人件費分について、一般会計との協議の中で繰入れ対象から外す措置を行ってきております。 ペットボトル水の負担金については、製造に要する経費のうち、市のPRの観点からイベントや会議等での配布分を繰入れているものです。 今後についても一般会計の負担軽減を考慮しながら繰出しのルールを協議していきます。
4 その他	企業債利息については、平成9年度の9億5千4百万円をピークに年々減少していきます。これは、水道を普及させるため、一時期に多額の建設投資を行ったことが要因の1つですが、普及率が一定レベルに達した現在は企業債発行額を抑制することが、将来の金利負担を軽減することにつながり、結果的に純利益の確保をもたらすことで企業の安定経営において非常に重要となります。従って、上下水道ビジョン2010で定めたとおり、単年度の企業債発行額はおおよそ8億円程度とし、今後の企業債利息の負担が年々減少するよう計画的な建設投資に努めます。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（1）水道事業

① 年度別目標

（単位：百万円、％）

課 題	目標又は実績	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決 算）	計画前5年間 実 績	平成19年度 （計画初年度） （計 画）	平成19年度 （計画初年度） （決 算）	平成20年度 （計画第2年度） （計 画）	平成20年度 （計画第2年度） （決 算）	平成21年度 （計画第3年度） （計 画）	平成21年度 （計画第3年度） （決 算）	平成22年度 （計画第4年度） （計 画）	平成22年度 （計画第4年度） （決 算）	平成23年度 （計画第5年度） （計 画）	平成23年度 （計画第5年度） （決 算）	計画合計
【収入の確保】																		
	料金改定率									-4.9%	-5.0%							
	改善額（料金の適正化）※1																	
	未収金の徴収対策																	
	改 善 額																	
	一般会計負担金の額																	
	改 善 額（負担金の確保等）																	
	資産の有効活用																	
	改 善 額（収入増額）																	
	その他（ ）																	
	改 善 額																	
【経費の削減】																		
1	職員給与費の適正化	2.0%独自削減						4.5%独自削減										
	職員給与費（退職手当以外）	576	574	579	522	519		531	518	449	462	418	456	418	444	418	427	
	改 善 額	18	20	15	72	75	200	12	25	94	81	125	87	125	99	125	116	当初 481 408
	給与水準	576	574	579	533	543		531	518	449	462	418	456	418	444	418	427	
	改 善 額	18	20	15	61	51	165	12	25	94	81	125	87	125	99	125	116	当初 481 408
	その他（独自削減）				△ 11	△ 24												
	改 善 額				11	24	35											
	職員給与費（退職手当）	82	86	82	82	80		80	80	80	80	80	80	80	80	80	120	
	職員数（人）	67	71	71	64	64		65	65	57	58	53	58	53	55	53	54	
	増 減 数（人）	△ 2	4	0	△ 7	0	△ 5	1	1	△ 8	△ 7	△ 4	0	0	△ 3	0	△ 1	当初 △11 △ 10
2	維持管理費等	2,049	2,011	1,929	1,856	1,803		1,847	1,787	1,790	1,727	1,775	1,753	1,766	1,751	1,745	1,570	
	改 善 額（適正化）	△ 59	△ 21	61	134	187	302	△ 44	16	13	76	28	50	37	52	58	233	当初 92 427
	工事コスト※2																	
	改 善 額（縮減額）																	
	その他																	
	改 善 額																	
	累積欠損金比率	8.5	3.2															
	増 減		△ 5.3															
	企業債現在高	18,792	18,456	18,014	17,602	17,378		17,130	17,124	16,943	16,789	16,646	16,475	16,252	16,230	15,904	16,035	
	増 減		△ 336	△ 442	△ 412	△ 224				△ 187	△ 335	△ 297	△ 314	△ 394	△ 245	△ 348	△ 195	
計画前5年間改善額 合計																改 善 額 合 計		当初 573 835
																（参考）補償金免除額		555

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
2 ※1「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。
3 改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することもとするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上（重複計上等）がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決 算）	平成19年度 （計画初年度） （計 画）	平成19年度 （計画初年度） （決 算）	平成20年度 （計画第2年度） （計 画）	平成20年度 （計画第2年度） （決 算）	平成21年度 （計画第3年度） （計 画）	平成21年度 （計画第3年度） （決 算）	平成22年度 （計画第4年度） （計 画）	平成22年度 （計画第4年度） （決 算）	平成23年度 （計画第5年度） （計 画）	平成23年度 （計画第5年度） （決 算）
給水人口（千人）	169	167	167	167	166	165	165	165	165	164	163	163	165	162	164
年間総有収水量（千㎡）	15,917	15,795	15,799	15,505	15,250	15,228	15,208	15,207	14,870	14,994	14,856	14,931	15,045	14,536	14,920
公称施設能力（㎡／日）	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100	84,100
1日最大配水量（㎡／日）	55,857	55,893	57,785	55,563	54,014	54,023	51,891	54,019	50,497	53,263	51,577	53,039	52,053	51,636	49,879
最大稼働率（％）	66.4%	66.5%	68.7%	66.1%	64.2%	64.2%	61.7%	64.2%	60.0%	63.3%	61.3%	63.1%	61.9%	61.4%	59.3%
供給単価（円／㎡）	258.4	258.4	257.9	256.9	250.6	251.4	251.0	237.7	240.7	236.5	240.0	236.2	239.3	232.8	239.9
給水原価（円／㎡）	272.0	272.1	261.8	259.6	256.3	258.2	253.6	249.8	247.4	248.0	244.5	247.9	238.5	243.7	228.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成7年度より農村整備課（現農村振興課）との統合について議論を重ね、平成16年度には「農村地区の水道・下水道一元化推進委員会」を設立し、平成19年度の統合を目指し各業務分野ごとに一元化の可否について検討してきたが、財産の所管などの問題もあり一元化の方法として維持管理業務の全面委託を前提に協議を進めた結果、農政部局にも関係職員を残さなければならず全体のコストは現行以上に見込まれたため、平成18年3月の中間報告において「平成19年度の統合は実施せず、課題の解決のため引き続き協議を継続する」との結論に至ったが、従来から行ってきた料金の検討・収納業務の受託に加え、個々具体的な業務について受託の範囲を拡大してきた。

経営健全化、効率化に資する統合は重要課題であることから、今後についても平成28年度を目標に統合に向けた検討を継続する予定である。